

# 海南省立第三中学校 運動部活動方針

(平成30年10月 作成)

## 1 運動部活動の方針と共通理解

### (1) 運動部活動の方針

- 運動部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として、教育課程との関連を図り、安全で効率的・効果的な活動を目指して行う。
- 運動部活動は、技能の向上とともに楽しさの実感を大切に、互いに協力し合って友情を深めるなどの、好ましい人間関係の育成を目指して行う。

### (2) 学校全体での共通理解と生徒・保護者等への説明

- 運動部活動の方針については、教職員全体での共通理解や、顧問同士で意見・情報の交換を行い、指導方法の工夫・改善に努める。
- 各運動部の活動目標や活動方針、年間計画等については、生徒・保護者等に対して説明・周知に努める。

## 2 適切な運営体制の整備

### (1) 複数の指導者による指導体制の整備

- 安全で効率的・効果的な運動部活動を行うため、複数の指導者により、多面的な指導ができるような体制を整えられるように努める。

### (2) 運動部活動に関する保護者会等の設置

- 運動部活動の方針等についての説明と共通理解を図るため、各運動部は必要に応じて保護者会等を設けることとする。また、部活動の運営について協議するため、学校保健安全委員会等と連携して協議の場を設ける。

### (3) 活動機会の確保

- 生徒数や教職員数等の推移から、複数の指導者の配置が実現できないなど、十分な指導体制の整備が難しい期間が長期にわたって続く場合は、外部指導者の確保や地域の状況を踏まえて、適正な数の運動部の設置や合同部活動による運営を図るよう努める。

## 3 適切な休養日等の設定と指導体制の整備

### (1) 休養日の設定

- 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。

休養日は、原則として、土曜日または日曜日のいずれかと、水曜日とする。

\* 大会等で休養日を土曜日または日曜日に設定できない場合は、月曜日を休養日とするなどの振り替えを行う。

\* 海南省立第三中学校では、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月)と「和歌山県運動部活動指針」(平成30年4月)を踏まえ、平成30年4月から原則として土曜日または日曜日のいずれかに加え、水曜日を運動部活動の休養日に設定している。

### (2) 活動時間の設定

- 1日の活動時間は2時間程度とし、日没時刻等を踏まえて下校時刻を設定する。
- 学校の休業日(学期中の週末を含む)は、3時間程度とする。
- 週当たりの活動時間は、16時間未満とする。

\* 活動時間にミーティング等は含まない。

### (3) 参加する大会等

- 各運動部が参加する大会等については、その教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

### (4) 指導力の向上

- 各顧問は、「効果的な指導法」や「スポーツ医・科学を取り入れた指導法」の研修会等に参加するなどして、指導力の向上に努める。

### (5) 体罰・不祥事等の防止

- 体罰の根絶はもとより、セクシュアル・ハラスメントや不適切な言動（生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為等）等の防止の徹底を図る。
- 運動部活動の運営等に係る経費については、学校徴収金であるという認識のもと、年間計画に基づき適切に処理を行う。また、徴収は、事前に保護者の理解等を得た上でを行い、適正な会計処理と保護者会等での報告を行う。

### (6) 安全管理と事故防止

- 安全で効率的・効果的な運動部活動ができるよう、顧問の不在時を含めた管理体制を整備し、教職員で共通理解を図る。
- 施設・設備、器具・用具については、点検項目を作成し、定期的に点検補修を行う。可動式運動器具（サッカーゴール、バッティングゲージなど）の移動及び設置の際には、転倒等の事故のないよう注意する。
- 気温、湿度、ふく射熱等の状況に応じ、十分な水分の補給や休息時間を確保し、体調の変化に留意しながら適切な指導に努める。また、急激な天候の変化（雷、大雨など）にも適切かつ迅速な対応を行う。